## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

秋田県信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り 定めます

- 1 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 当信用組合は、地域、(業域)、(職域)のコミュニティと共に生き、地域経済 の発展や、組合員の生活レベルの向上を図っていますが、その一層の促進に 向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。
- 2 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無 当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1 項に同意し、全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)が締結す る電子決済等代行業者と連携を行います。
- 3 参照系オープン API の整備の可否・理由及び完了時期 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容 に準じます。
- 4 更新系オープン API の整備の可否・理由及び完了時期 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容 に準じます。
- 5 オープン API に係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備 に係るシステム構築に関する方針 全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容 に準じます。
- 6 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

担当部署:秋田県信用組合 事務部 電話番号:018-831-3551

7 その他参考になるべき情報

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。